

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（637））
2. 日時：平成30年2月1日 13時30分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、名倉安全管理調査官、津金管理官補佐、正岡安全審査官、照井安全審査官、岸野安全審査官、安田安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、郡安技術参与、竹内技術参与、堀野技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官、

事業者：

日本原子力発電株式会社：東海第二発電所保守室 副室長 他17名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部土木耐震グループ 副長 他3名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 課長代理

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、本日及び1月29日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール及び当該申請書のうち、強度評価の基本方針、スタンドパイプの極限解析及び漂流物に係る検討について、説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜強度評価の基本方針＞

- 個別の設備の強度計算書については、当該設備の計算書の中でクラスごとに記載するなど構成について検討すること。

＜スタンドパイプの極限解析＞

- 設置変更許可の審査において指摘された事項について、工事計画の審査で説明するものを整理し、どの指摘事項に対する説明なのか位置付けを明確にした上で提示すること。
- 本資料に記載した試験だけでなく実施した試験全ての結果を説明すること。
- 設置変更許可の審査における議論を踏まえて、炉心支持構造物に適用される極限解析を炉内構造物への極限解析の準用することについて整理して説明すること。
- 変位は面積モーメント法を適用しているが、スケール則を適用するモーメントと同様に計算過程を示すこと。

- 試験結果と極限解析結果の比較において、試験結果と極限解析結果の弾性域におけるグラフの傾きが異なることについて考察を示すこと。
- 極限解析で使用している降伏応力とヤング率を示すこと。

<漂流物に係る検討>

- 前回までのヒアリング時のコメントを踏まえ、本資料の目的及び位置付けを明確にした上で、本検討の全体の流れを整理し説明すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 強度に関する説明書の資料構成について（先行との比較）
- ・ 管の基本板厚計算書（実例）
- ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプの強度計算書（実例）
- ・ 強度に関する説明書（既工認適用規格について）
- ・ 強度に関する論点抽出について
- ・ 漂流物に係る検討について